

平成 22 年第 3 回定例会 建設常任委員会

平成 22 年 12 月 21 日

服部委員

先ほど知事の御説明があつて、全体で103億500余万円というお話がありました。この財源は、国庫、そして県債というお話もありました。御提出の資料によりますと、そのうち62億2,800余万円がこちらの計上額になってございます。早い話が、103分の62ということでございます。いかに重要な役割を果たす予算かなというふうに、先ほど知事のお話と重ね合わせながら今感じております。

この62億2,000余万円の中で、お答えできなければ結構でございますが、62億2,000余万円の国庫と県債というのは分別が付けられますか。今年度予算に当たる県債がどのくらい充当されているのかというふうに伺いたいわけでございます。

県土整備局経理課長

国庫支出金と県債の額でございますが、国庫の方が24億1,355万円ほど、県債の方は37億3,600万円ということでございます。

服部委員

分かりました。それで、62億2,000余万円ということでございますが、この辺の捉え方、1 ページに繰越明許費が50億2,000余万円と、そういうことございますね。

県土整備局経理課長

繰越明許費は50億円でございます。

服部委員

そうしますと、62億2,000余万円のうち、50億2,200余万円が繰越明許費であると。そうすると、平成22年度に執行できる予算は、この差し引きの12億5,790余万円というふうに受け止めてよろしいですか。

県土整備局経理課長

12億円ほどということでございます。

服部委員

繰越明許費の額が50億2,284万7,000円になった経過についてお話しただけませんか。

県土整備局経理課長

今回の補正に当たりまして、もうこの時期でございますから、実質的には年明けから工事を発注するというようなことでございます。最大限の前払金を払える事業等を除きまして、50億円ほどの繰越しを設定させていただきたいというような形でございます。

服部委員

精一杯作業をやられたというように思うんですが、そういうことよろしいですか。

県土整備局経理課長

精一杯といいますか、委員のお話のとおり、現実的なところの話の中で、土木事務所の方におきましても、年度内発注、確実な支払ができるものに対して計上させていただいております。

服部委員

この50億2,200余万円というこのお金の中に、全体観を捉える意味で国庫だとしましょう、国からの50億円、この現金は県の出納の方に入るのはいつですか。62億円でもいいですし、103億円でもいいです。議会を通った段階で国に報告した上でないと、県の出納の口座に入らないのかどうなのか。

県土整備局経理課長

国に対しては、年度末に支払ベースで国庫を請求するというような形になります。

服部委員

そのまま自動的に延長していった考えになると、これは当然入らないと、この繰越明許費のキャッシュフローは、平成22年度内に県には来ないということですね。

県土整備局経理課長

県が支払った分に関しましては受け入れるというような形になります。

服部委員

繰越明許費につきましては、事業費として来ないというふうな判断を私はさせていただきます。いずれにいたしましても、キャッシュフローの流れの中で事業立てをした予算執行については、滞りなく完了することを期待しておきたいと思います。

あともう1点、御説明にありました市街地再開発事業に対する助成ということでございますが、そのような文言でここに印刷をされておりますが、先ほど知事の御説明では、密集市街地の解消ということで文言が述べられましたが、同趣旨ですか。

都市整備課長

今回の補正の箇所につきましては、駅前の再開発事業について計上させていただいております、密集市街地の解消というふうな目的に合致はしています。

服部委員

ということであれば、密集市街地に関しては、我が国は法的根拠をお持ちですが、その法律の名前をちょっと再確認いたします。

都市整備課長

委員の御質問とちょっと違うかもしれませんが、今回の補正予算に計上させていただきました事業については市街地再開発法でございます。

服部委員

確認します。知事が言った密集市街地解消のために計上されているという御発言と、先ほど冒頭で課長は、その市街地再開発事業ということと同趣旨ですかという私の質問に、同趣旨だという趣旨の御答弁をされております。今、密集市街地とは違うというふうに私は受け止めたんですが、どちらでしょうか。

都市整備課長

まず1点は、今お答えしましたこの市街地再開発事業の根拠法であります都市再開発法で、都市再開発法の中にも、市街地の再編、整備というふうな趣旨もありますので、そういう趣旨から密集市街地というふうなことを先ほど述べさせていただきました。

服部委員

分かりました。知事の御説明の中で私が感じたのは間違っていたのかもしれませんが、知事も分かってああいう発言をしたかどうか疑問です。阪神・淡路大震災の教訓から、密集市街地の防災街区の整備に関する法律というのができました。それに伴って、密集市街地における危険の極小化または災害防止ということで、防災街区の指定すら考えて密集市街地の再開発を進めているのが、今の国交省の基本的な考え方でございます。したがって、先ほど知事が密集市街地の解消を目指してというのは、その辺を受けてやられている事業の一つかと思っていたんですが、そうではなくて、都市の再開発を基準とした事業で今回はあるということによろしいですか。

都市整備課長

今回の補正につきましては、市街地再開発事業の予算を計上させていただいております。その中の目的の一つは、くどいようなんですけれども、密集市街地の部分の解消というふうな目的も含まれています。

服部委員

私なりに整理いたしました。知事その辺の表現が混同していて、今の御答弁が正しいと思います。自分なりに整理をして受け止めさせていただきました。

確認ですが、この資料によりますと、市街地再開発事業でございますが、4箇所に対する助成ということですが、先ほどの課長の御説明ですと、どうしても3箇所までしかイメージがわからないんですが、どちらですか。

都市整備課長

今回、補正に計上させていただきました箇所が、再開発箇所が3箇所、あと区画整理事業の補助が1箇所ということで、合計4箇所ということです。

服部委員

今確認いたしましても、国からのこうした財源措置の趣旨を大いに生かして、県土整備に全力を挙げていただきたいと期待して終わります。